

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	高津原 (高津原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で主に栽培している作物は水稻、飼料用作物である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理、農業用施設の整備、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化や減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足が挙げられる。
主な作物: 水稻、飼料用作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

高齢化の進展が著しく、後継者が地域外に居住する世帯環境から米以外の付加価値作物への転換は厳しく、地域ブランド米づくりや多収品種への転換などの推進を目指す。また地域の所得向上に向け、有機農業の導入に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの活動が盛んであり、規模拡大・低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。また、農地を有効利用するため、中心となる経営体に積極的に集積を行っていく。 ・約20年前に中山間事業に取り組み始めてから地域全体を一単位として進めてきた。同時に営農組合組織の立ち上げを行い、農業機械の共同利用を基本に田植えから、もみの乾燥まで一貫した体制整備を進めてきた。そのような状況から、耕作者の高齢化や耕作者の転出の場合、地域内農業者に耕作譲渡を働きかけてきた。今後もその耕作理念を継承し、地域内農地の集団化に繋げていく。 ・組織を中心に耕作放棄地の解消に努め、離農者が出た場合は農地の集積に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現状の支援組織等、具体的な実態が不明であるため、情報収集を積極的に行い、将来活用できるか検討を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備に取り組む予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取り組む予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鹿、猪対策の柵点検・修理を年2回と随時点検・修理を実施し、柵周辺の草刈りを年2回実施している。
- ⑦地域内農地は中山間事業対象農地として管理することから、のり面は年3回の草刈り、作付け面は作物の肥培管理と雑草処理対策を実施。
- ⑧用水路の清掃と草刈りを年2回実施。農道の草刈りと補修の実施。
- ⑨飼料用作物の作付けで、有機栽培飼料の確保に繋げる。